岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年規則第5号。以下｢規則｣という。）第４条の規定に基づき、岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金（以下｢本補助金｣という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、民間事業者による外国人観光客の受入環境の自主的な整備を促進することにより本町の魅力向上と世界への情報発信を図り、本町へ訪れる外国人観光客の増加を目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において「民間事業者」とは岩美町内に主たる事業所を有する事業者（複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む）をいう。

（交付対象者）

第４条　補助金の交付対象となる民間事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）申請時点において前条に規定する民間事業者である者

（２）令和６年４月１日以降に鳥取県が定める「鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付要綱」（令和５年４月１日施行。以下「鳥取県要綱」という。）に基づき鳥取県要綱別表１の第１欄に掲げる外国人観光客受入整備事業（以下「鳥取県事業」という。）を行い鳥取県から補助金の交付を受けた者

（３）岩美町暴力団排除条例（平成２４年条例第４号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者

（４）事業継続の意思がある者

２　前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付対象として適当であると認めた者については、その者を交付対象者とすることができる。

（補助金の交付）

第５条　町長は、前条に規定する交付対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、鳥取県要綱第３条の２の規定に基づき交付された補助金の額に２分の１を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額と別表第４欄に定める限度額を比較して少ない方の額とする。

（交付申請の時期等）

第６条　本補助金の交付申請は、鳥取県要綱に基づき鳥取県から補助金の額の確定を受けた日から３０日を経過する日までに、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

（１）岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

（２）鳥取県事業に係る事業報告書

（３）鳥取県事業に係る収支決算書

（４）鳥取県事業に係る補助金の額の確定通知の写し

（５）その他、町長が必要と認める書類

（交付決定及び支払い）

第７条　町長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、審査のうえ内容が適正であると認めた場合には申請者に対して、岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第２号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（財産の処分制限）

第８条　補助事業者は補助事業等により取得し又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）を経過した財産については、この限りでない。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに鳥取県要綱に基づき鳥取県事業を行い鳥取県から補助金の交付決定を受けた者に係る本補助金については、なおその効力を有する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １補助事業 | ２事業実施主体 | ３補助対象経費 | ４限度額 | 備　考 |
| 外国人観光客受入環境整備事業 | 民間事業者（複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む） | （１）外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費（２）外国語案内ツールの整備に要する経費（３）音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費（４）施設案内外国語表記看板（主として施設の名称を表示する屋外看板は除く）、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びＷｉ－Ｆｉ環境整備等の施設整備に要する経費（５）免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費（６）ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費（７）両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費（８）災害時における外国人観光客対応に要する経費 | ２５０千円 |  |

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　岩美町長　　様

申請者　住　　所

（事業所住所）

名　　称

代表者名

電話番号

　　年度岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付申請書兼請求書

下記のとおり相違ありませんので岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱第６条（以下「要綱」という。）の規定により、必要書類を添付のうえ補助金の交付を申請し請求します。また申請に関して、申請者の住民登録情報、法人登記情報の調査を行うことを承諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①個人又は法人等※該当する方に○をしてください。 | １．個人事業者：申請時点において岩美町に住民登録のある事業者２．法　人　等：岩美町内に本社又は支店等を有する法人□うち法人税法第２条第８号に規定する者 |
| ②あてはまるもの全てに☑をつけてください。 |
| 　　岩美町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員ではない。 | □ |
| 　　要綱第４条第１項第２号に規定する鳥取県要綱に基づき鳥取県事業を行い補助金の交付を受けた。 | □ |
| 　　事業継続の意思がある。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| **申請額（請求額）** | **円** |

【振込口座情報】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | 銀　行　等　名 | 支　店　等　名 |
|  |  |
| 預　金　種　目 | 普通　当座　貯蓄　その他 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 口　座　名　義 |  |

※申請に必要な添付書類

　（１）鳥取県事業に係る事業報告書

（２）鳥取県事業に係る収支決算書

（３）鳥取県事業に係る補助金の額の確定通知の写し

（４）給付金を振り込む口座の通帳の写し

　　　　※口座名義（申請者と同一のもの）及び口座番号が分かるもの

様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩美町長

（　公印省略　）

年度岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった、岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金については、岩美町外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定しましたので通知します。

記

１．交付決定額　　　　　　　　　　　円

２．振込予定日　　　　　年　　月　　日

３．振込先口座　　ご指定の口座へ振り込みさせていただきます。

４．そ　の　他　　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金を返還してもらうことがあります。